

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課) 一

訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課) 三

規 則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十五号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の三号を加える。

三 県以外の者から委託を受けて行う研究、調査、研修等に係る契約の締結

四 県と県以外の者が共同して行う研究開発に関する契約の締結

五 県以外の者と技術情報を交換する場合における当該情報の秘密の保持に関する契約の締結

第五条第七号中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同条

第十四号ナ中「(育成医療に係るものを除く。)」を削る。

第六条第一項第二十三号中ユをスとし、同号キ中「第四十四条の三第四項及び第五項」を「第四十

四条の三第四項、第五項及び第七項から第九項まで」に、「食事の提供等及び実費の徴収」を「健康

観察の委託、食事の提供等、実費の徴収及び協力の要請(所管区域内での措置に限る。)」に改め、同

号中キをエとし、エの次に次のように加える。

ヒ 第五十条の三第一項の規定による費用の負担の決定及び同条第二項において準用する第四十
三条第一項の規定による報告の請求及び検査

モ 第五十条の六第三項及び第四項の規定による検体及び病原体の受領及び検査並びに同条第六
項において準用する第二十六条の三第一項及び第三項の規定による検体及び病原体の提出の命
令及び収去

セ 第五十条の七の規定による退院等の届出の受理

第六条第一項第二十三号中サをシとし、ケからアまでをアからミまでとし、同号マ中「第四十四条
の七第一項」を「第四十四条の十一第一項」に改め、同号中マをテとし、同号ヤ中「第四項及び第五
項」を「第四項、第五項及び第七項から第九項まで」に改め、「協力の要請」の下に、「健康観察の
委託」を、「徴収」の下に「(所管区域内での措置に限る。)」を加え、同号中ヤをマとし、マの次に次
のように加える。

ケ 第四十四の三の二第一項の規定による費用の負担の決定及び同条第二項において準用する第
四十三条第一項の規定による報告の請求及び検査

フ 第四十四条の三の五第三項及び第四項の規定による検体及び病原体の受領及び検査並びに同
条第六項において準用する第二十六条の三第一項及び第三項の規定による検体及び病原体の提
出の命令及び収去

コ 第四十四条の三の六の規定による退院等の届出の受理

エ 第四十四条の九第一項において準用する第十四条第八項の規定による届出の請求、第十四条
の二第二項及び第三項の規定による検体及び病原体の受領並びに検査、第十五条第一項、第三
項、第五項、第八項、第十項及び第十一項の規定による質問、調査、検体及び病原体の提出並
びに検体の採取の承諾の請求並びに検査並びに質問及び調査の承諾の命令並びに通知並びに書
面の交付、第十五条の二第二項の規定による質問及び調査、第十五条の三第一項及び第二項の
規定による報告の請求、質問及び調査、第十六条の二第一項の規定による措置の決定及び協力の
要請、第十六条の三第一項、第三項、第五項、第六項及び第七項の規定による検体の提出及
び採取の承諾の報告並びに採取、通知、書面の交付並びに検査、第十七条の規定による健康診
断の受診の勧告及び実施、第十八条第一項及び第三項から第六項までの規定による通知、確認
の求めの受理、確認、感染症診査協議会の意見の聴取及び報告、第十九条第一項から第三項ま
で、第五項及び第七項の規定による入院の勧告、説明及び措置並びに感染症診査協議会への報
告、第二十条第一項から第六項までの規定による入院の勧告、措置及び期間の延長、感染症診
査協議会の意見の聴取、意見陳述の機会の付与並びに通知、第二十一条の規定による移送、第
二十二条第一項、第三項及び第四項の規定による退院の措置及び求めの受理並びに確認、第二

十二条第一項、第三項及び第四項の規定による退院の措置及び求めの受理並びに確認、第二

十三条において準用する第十六条の三第五項及び第六項の規定による通知及び書面の交付、第二十四条の二の規定による苦情の申出の受理、聴取及び処理並びに通知、第二十六条第一項及び第二項において読み替えて準用する第十九条の規定による入院の勧告及び措置並びに報告、第二十条の規定による入院の勧告、措置及び期間の延長、感染症診療協議会の意見の聴取、意見陳述の機会の付与並びに通知、第二十一条の規定による移送、第二十二条第一項、第三項及び第四項の規定による退院の措置及び求めの受理並びに確認、第二十三条において準用する第十六条の三第五項及び第六項の規定による通知及び書面の交付並びに第二十四条の二の規定による苦情の申出の受理、聴取及び処理並びに通知、第二十六条の三第一項、第三項及び第五項の規定による検体及び病原体の提出の命令、収去並びに検査、第二十六条の四第一項、第三項及び第五項の規定による検体の提出及び採取の承諾の命令並びに採取並びに検査、第二十七条の規定による消毒の命令及び指示並びに消毒、第二十八条の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除の命令及び指示並びに駆除、第二十九条の規定による措置命令、指示及び措置、第三十条第一項及び第二項の規定による死体の移動の制限及び禁止並びに埋葬の許可、第三十一条第一項の規定による生活の用に供される水の使用及び給水の制限及び禁止の命令、第三十五条第一項の第三十七条第一項の規定による費用の負担の決定、第三十八条第五項、第六項、第七項、第八項及び第九項の規定による指導、第四十三条第一項の規定による報告の請求及び検査、第四十条の三第一項、第二項、第四項、第五項及び第七項から第九項までの規定による報告の請求、協力の要請、健康観察の委託、食事の提供等及び実費の徴収（所管区域内での措置に限る。）、第四十四条の三の二第一項の規定による費用の負担の決定及び同条第二項において準用する第四十三条第一項の規定による報告の請求及び検査、第四十四条の三の五第三項及び第四項の規定による検体及び病原体の受領及び検査並びに同条第六項において準用する第二十六条の三第一項及び第三項の規定による検体及び病原体の提出の命令及び収去、第四十四条の三の六の規定による退院等の届出の受理

第六条第一項第二十三号中クをヤとし、同号オ中「第六項及び第七項」を「から第九項まで」に改め、同号中オをクとし、又からノまでをルからオまでとし、同号リ中「勧告」の下に「説明」を加え、同号中リをヌとし、イからチまでをロからリまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ 第十四条第八項の規定による届出の請求

第六条第一項第四十八号を次のように改める。

四十八 指定難病等に係る看護人等派遣費用交付規則（令和六年宮城県規則第五十一号）の施行に關する次のこと（仙台市の区域内に住所を有する者に係るものを除く。）。

イ 第三条の規定による受給者の認定

ロ 第五条の規定による認定の取消し

第六条第二項第二号中「こと」の下に「（所管区域内に宮城県（仙台市を除く。）における主たる事業所を設置する者に係るものに限る。）」を加え、同号二中「徴収」の下に「（環境生活部長の専決事項に係る許可の取消し及び事業の停止命令に関するものを除く。）」を加え、同号ホ中「立入検査」の下に「（環境生活部長の専決事項に係る許可の取消し及び事業の停止命令に関するものを除く。）」を加え、同項第五号中「立入検査」の下に「（仙台市内にのみ営業所を設置する者並びに環境生活部長の専決事項に係る登録の取消し及び事業の停止命令に関するものを除く。）」を加える。

第八条第一号中フをアとし、オからケまでをケからテまでとし、ウからノまでをオからヤまでとし、ヤの次に次のように加える。

マ 第三十三条の六の三の規定による社会的養護自立支援拠点事業の利用の勧奨

第八条第一号ム中「満二十歳未満義務教育終了児童等」を「児童自立生活援助対象者」に改め、同号中ムをノとし、同号ラ中「満二十歳未満義務教育終了児童等の援助等」を「児童自立生活援助対象者の援助」に改め、同号中ラをキとし、ナをウとし、同号ネ中「第三十一条第二項」の下に「及び第三十一条の二第一項」を加え、同号中ネをムとし、又からツまでをワからラまでとし、同号リ中「第二十四条の十九」の下に「第一項」を加え、「相談、助言、あつせん、調整及び要請」を「相談及び助言」に改め、同号中リをヌとし、ヌの次に次のように加える。

ル 第二十四条の十九第二項の規定による障害児入所施設等の利用に関するあつせん、調整及び

要請

ヲ 第二十四条の十九第四項の規定による連携及び調整その他の必要な措置

第八条第一号中チをリとし、トの次に次のように加える。

チ 第十一条第一項第二号ヌの規定による実情の把握及び援助

第八条の二（見出しを含む。）中「女性相談センター所長」を「女性相談支援センター所長」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）の施行に関する次のこと。

イ 第九条第三項第二号の規定による困難な問題を抱える女性の一時保護

ロ 第十二条第一項の規定による女性自立支援施設における困難な問題を抱える女性の保護及び

自立支援

第八条の二第二号ロ中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条第三号中「女性相談センター」を「女性相談支援センター」に改める。

第十条第一項第二十四号中「三千万円」を「五千万円」に改め、同項第二十八号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同号ル中「第四十一条第四項」を「第六十七条第四項」に改め、同号中ルをワとし、同号ヌ中「第四十一条第二項」を「第六十七条第二項」に改め、同号中ヌをヲとし、同号リ中「第四十一条第一項」を「第六十七条第一項」に改め、同号中リをルとし、チの次に次のように加える。

リ 第六十条第一項の規定による損失の補償
ヌ 第六十五条第一項の規定による協議に対する回答

第十条第一項第二十九号中「漁港漁場整備法施行細則」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則」に改め、同項第三十号中ヲをレとし、イからヨまでをロからタまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ 第三条第二項の規定による届出の受理及び指示
第十八条第一項第十四号ル中「第五十五条第三項」を「第五十五条第四項」に改め、同号中ヨをタとし、カをヨとし、ワの次に次のように加える。

カ 第八十五条第五項の規定による応急仮設建築物の存続の延長許可（宮城県建築審査会の事前同意基準を満たす場合又は同条第八項ただし書に該当する場合に限る。）

第十八条第一項第五十四号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十条第一項第二十四号の改正規定及び第十八条第一項第十四号の改正規定は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第十二号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

第一条 事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「及び室長」を削り、同条第四項中「かかわらず」の下に「担当課長」を加え、

同条第五項中「並びに」を「及び」に改め、「及び室長」を削る。

第五条第一項の表課長の項を次のように改める。

課 長	担 当 課 長	総括課長補佐（複数の総括課長補佐を置く課にあつては、当該事務を担当する総括課長補佐、他の総括課長補佐の順）
	専 門 監	総括課長補佐（複数の総括課長補佐を置く課にあつては、当該事務を担当する総括課長補佐、他の総括課長補佐の順）

第五条第一項の表課長の項の次に次のように加える。

担 当 課 長	総括課長補佐（複数の総括課長補佐を置く課にあつては、当該事務を担当する総括課長補佐、他の総括課長補佐の順）
---------	---

附則第三項中「出納局会計課長」を「出納局出納総務課長」に、「検査課長の協議」を「出納局検査課長の協議」に改める。

附則第四項中「うち」の下に「担当課長」を加える。

別表第一総務部長の私学・公益法人課に係る専決事項の項第五号中「高等看護学校及び」を削り、同表私学・公益法人課長の専決事項の項第三号中「高等看護学校及び」を削り、同表税務課長の専決事項の項第九号を第十号とし、同項第八号中ハを削り、ニをハとし、同号を同項第九号とし、同項第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第八条第二項及び第三項の規定による森林環境税の国への払込み

別表第一市町村課長の専決事項の項第四号イ中「本人確認情報」の下に「又は附票本人確認情報」を、「第三十条の三十二」の下に「（第三十条の四十四の十二において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、同号ロ中「本人確認情報」の下に「又は附票本人確認情報」を、「第三十条の三十五」の下に「（第三十条の四十四の十二において準用する場合を含む。）」を加え、同号ハ中「本人確認情報処理事務」の下に「及び附票本人確認情報処理事務」を、「第三十条の三十六」の下に「（第三十条の四十四の十二において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、同表復興危機・管理部長の防災推進課に係る専決事項の項第一号を次のように改める。

一 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条の規定による指定地方公共機関

の指定

別表第一防災推進課長の専決事項の項第一号に次のように加える。

ハ 市町村地域防災計画の作成又は修正に係る助言等(第四十二条)

別表第一企画部長のデジタルみやぎ推進課に係る専決事項の項及び同表デジタルみやぎ推進課長の専決事項の項に次のように加える。

産業デジタル推進課

産業デジタル推進課長

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号)の施行に関する次のこと(情報通信関連産業分野に限る。)

- イ 土地利用調整計画及びその変更に係る同意(第十一条、第十二条)
- ロ 地域経済牽引事業計画及びその変更の承認(第十三条、第十四条)
- ハ 地域経済牽引事業計画についての協議に對する同意(第十三条、第十四条)
- ニ 地域経済牽引事業計画の承認の取消し(第十四条)
- ホ 承認地域経済牽引事業者に対する指導及び助言(第四十条)
- ヘ 承認地域経済牽引事業者に対する報告の徴収(第四十一条)

別表第一企画部長の地域振興課に係る専決事項の項第十号を削り、第十一号を第十号とし、同表地域振興課長の専決事項の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、同表環境政策課長の専決事項の項に次の一号を加える。

- 五 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に関する次のこと(環境・エネルギー関連産業分野(資源循環に係るものを除く。))に関することに限る。)
- イ 土地利用調整計画及びその変更に係る同意(第十一条、第十二条)
- ロ 地域経済牽引事業計画及びその変更についての承認(第十三条、第十四条)
- ハ 地域経済牽引事業計画及びその変更についての協議に對する同意(第十三条、第十四条)
- ニ 地域経済牽引事業計画の承認の取消し(第十四条)
- ホ 承認地域経済牽引事業者に対する指導及び助言(第四十条)
- ヘ 承認地域経済牽引事業者に対する報告の徴収(第四十一条)

別表第一環境生活部長の環境政策課に係る専決事項の項及び同表環境政策課長の専決事項の項に次のように加える。

次世代エネルギー室

次世代エネルギー室長

一 太陽光発電施設の設置等に関する条例(令和四年宮城県条例第三十九号)の施行に関する次のこと。

太陽光発電施設の設置等に関する条例の施行に関する次のこと。

- イ 設置規制区域内における設置の許可(第六条)
- ロ 設置規制区域内における設置の変更許可(第七条)
- ハ 設置規制区域内における設置の許可の取消し(第九条)
- ニ 事業者に対する催告(第十七条)
- ホ 事業者に対する措置命令(第十八条)
- ヘ 設置許可を取り消された者又は措置命令を受けた者の公表(第十九条)
- ト 既存施設の設置規制区域内における変更許可(附則第三項)
- 二 再生可能エネルギー地域共生促進税条例(令和五年宮城県条例第三十四号)の施行に関する次のこと。
- イ 認定地域脱炭素化促進事業計画等に準ずる事業計画の認定(第三条)
- ロ 再生可能エネルギー源を交換して得られる電気を専ら開発区域内に所在する家屋において消費するものとしての認定(第十六条)

別表第一環境生活部長の環境対策課に係る専決事項の項第十五号中「第十九条」の下に「、第三十一条の六」を、「第二十九条」の下に「、第四十七条の十二、第四十七条の十三」を加え、同表自然保護課長の専決事項の項第四号中「車馬等の使用等を規制する区域」を「車馬等の使用等を規制する区域等」に改め、同表環境生活部長の食と暮らしの安全推進課に係る専決事項の項中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、同表食と暮らしの安全推進課長の専決事項の項第十号を次のように改める。

- 十 水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第十三条の規定による給水開始前の検査(水質検査)に限る。

別表第一循環型社会推進課長の専決事項の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に関する次のこと（環境・エネルギー関連産業分野（資源循環に係るものに限る。）に関することに限る。）。

イ 土地利用調整計画及びその変更に係る同意（第十一条、第十二条）

ロ 地域経済牽引事業計画及びその変更の承認（第十三条、第十四条）

ハ 地域経済牽引事業計画についての協議に対する同意（第十三条、第十四条）

ニ 地域経済牽引事業計画の承認の取消し（第十四条）

ホ 承認地域経済牽引事業者に対する報告の徴収（第四十一条）

ヘ 承認地域経済牽引事業者に対する報告の徴収（第四十一条）

別表第一環境生活部長の廃棄物対策課に係る専決事項の項第一号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の下に「昭和四十五年法律第三十七号」を加え、同表廃棄物対策課長の専決事項の項第一号中「及びオ」を「及びク」に改め、クをやとし、オをクとし、ノをオとし、キの次に次のように加える。

ノ 廃棄物再生事業者の登録（第二十条の二）

別表第一廃棄物対策課長の専決事項の項第六号中「ヲまで及びタ」を「カまで、ソ及びネ」に改め、同号レ中「情報管理センターからの」を削り、同号中レをツとし、イからタまでをハからソまでとし、同号にイ及びロとして次のように加える。

イ 指導及び助言（第十九条）

ロ 勧告及び命令（第二十条）

別表第一廃棄物対策課長の専決事項の項第六号に次のように加える。

ネ 立入検査（第三十一条）

別表第一保健福祉部長の医療人材対策室に係る専決事項の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

ハ 医療法の施行に関する次のこと。

イ 病院又は診療所の開設者に対する措置命令（第一百一十一条）

ロ 特定労働管理対象機関の指定（第百一十三条第一項、第百一十八条第一項、第百一十九条第一項、第百二十条第一項）

ハ 宮城県医療審議会への諮問（第百一十三条第五項、第百一十五条第四項、第百一十六条第二項、第百一十八条第二項、第百一十九条第二項及び第百二十条第二項の規定により準用する場合を含む。）

む。）、第百一十七条第二項（第百一十八条第二項、第百一十九条第二項及び第百二十条第二項の規定により準用する場合を含む。）

ニ 指定、指定の更新、業務の変更の承認及び指定の取消しの公示（第百一十三条第六項（第百一十五条第四項、第百一十六条第二項、第百一十八条第二項、第百一十九条第二項及び第百二十条第二項の規定により準用する場合を含む。）、第百一十七条第三項（第百一十八条第二項、第百一十九条第二項及び第百二十条第二項の規定により準用する場合を含む。））

ホ 指定の更新（第百一十五条第四項（第百一十八条第二項、第百一十九条第二項及び第百二十条第二項の規定により準用する場合を含む。））

ヘ 業務の変更の承認（第百一十六条第二項（第百一十八条第二項、第百一十九条第二項及び第百二十条第二項の規定により準用する場合を含む。））

ト 指定の取消し（第百一十七条第一項（第百一十八条第二項、第百一十九条第二項及び第百二十条第二項の規定により準用する場合を含む。））

チ 休息時間の確保を行わないことの許可（第百二十三条第四項）

リ 特定労働管理対象機関の管理者に対する必要な休息時間確保命令（第百二十三条第五項）

ヌ 特定労働管理対象機関の開設者に対する必要な休息時間確保に関する改善措置命令（第百二十六条）

別表第一保健福祉部長の医療人材対策室に係る専決事項の項第九号を削り、同表医療人材対策室長の専決事項の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 医療法の施行に関する次のこと。

イ 報告の要求（第百一十三条第七項（第百一十五条第四項、第百一十六条第二項、第百一十八条第二項、第百一十九条第二項及び第百二十条第二項の規定により準用する場合を含む。））

ロ 評価結果の公表（第百三十四条第一項）

別表第一医療人材対策室長の専決事項の項第八号及び第九号を削り、同表保健福祉部長の長寿社会政策課に係る専決事項の項第二号中「一及び指定介護療養型医療施設」及び「第百七条の二、第百一十四条」を削り、同項第五号及び第六号を削り、同表長寿社会政策課長の専決事項の項第七号を削り、同表保健福祉部長の疾病・感染症対策課に係る専決事項の項第二号中ホを削り、ニをホとし、ハをニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 厚生労働大臣への代行の要請（第十五条の三）

別表第一保健福祉部長の疾病・感染症対策課に係る専決事項の項第二号ホの次に次のように加える。

へ 公的医療機関等及び医療機関への指示、勧告及び指示に従わない旨の公表（第三十六条の四）

ト 検査等措置協定を締結した病原体等の検査を行っている機関等への勧告、指示及び指示に従わない旨の公表（第三十六条の七）

チ 流行初期医療確保拠出金等又は延滞金の徴収の請求の応諾及び滞納処分（第三十六条の十九）（第三十六条の二十四第二項において準用する場合を含む。）

リ 流行初期医療の確保に要する費用の返還命令（第三十六条の二十四）

ヌ 新型コロナウイルス感染症医療担当従事者又は新型コロナウイルス感染症予防等業務関係者の応援及び調整の要請（第四十四条の四の二）（第四十四条の八において準用する場合を含む。）

ル 新型コロナウイルス感染症予防等業務関係者の応援及び調整の要請（第五十一条の二）

ヲ 総合調整の実施の決定（第六十三条の三）

ワ 保健所設置市等の長への入院の勧告及び指示（第六十三条の四）

別表第一疾病・感染症対策課長の専決事項の項第三号ハ中「第四十三条」の下に「（第四十四条の三の二、第四十四条の九及び第五十条の三において準用する場合を含む。）」を加え、同号ハを同号カとし、同号ロ中「第四十二条」の下に「（第四十四条の三の三及び第五十条の四）（第四十四条の九において準用する場合を含む。）」を加え、同号ロを同号ワとし、同号イ中「第四十条」の下に「（第四十四条の三の二、第四十四条の九及び第五十条の三において準用する場合を含む。）」を加え、同号イを同号ワとし、同号にイからルまでとして次のように加える。

イ 市町村長への協力の要請（第十六条）

ロ 公的医療機関等、地域医療支援病院及び特定機能病院が講ずべきもの等の通知及びその公表（第三十六条の二）

ハ 医療措置協定の締結及び意見の聴取並びに当該医療措置協定の内容の公表（第三十六条の三）

ニ 公的医療機関等又は地域医療支援病院若しくは特定機能病院、医療措置協定を締結した医療機関への報告の請求及びその公表（第三十六条の五）

ホ 検査等措置協定の締結及びその内容の公表（第三十六条の六）

ヘ 検査等措置協定を締結した病原体等の検査を行っている機関等への報告の請求及びその公表（第三十六条の八）

ト 流行初期医療確保措置の実施及びその委託（第三十六条の九）

チ 業務に関する報告の徴収及び実地検査（第三十六条の二十二）（第三十六条の二十三及び第三十六条の二十四において準用する場合を含む。）

リ 返納金の返納の請求及びその委託（第三十六条の二十三）（第三十六条の二十四において準用する場合を含む。）

ヌ 業務又は財産の状況に関する報告の徴収及び実地検査（第三十六条の三十七）

ル 感染症指定医療機関の指定及びその取消し（第三十八条）

別表第一疾病・感染症対策課長の専決事項の項第三号に次のように加える。

ヨ 健康観察の委託、食事の提供等及び実費の徴収並びに市町村長への協力の要請（第四十四条の三）（第四十四条の九及び第五十条の二において準用する場合を含む。）

タ 応援に要した費用の負担の決定（第四十四条の四の三、第五十一条の三）（第四十四条の八において準用する場合を含む。）

別表第一疾病・感染症対策課長の専決事項の項第十号を次のように改める。

十 指定難病等に係る看護人等派遣費用交付規則（令和六年宮城県規則第五十一号）の施行に関する次のこと（仙台市の区域内に住所を有する者に係るものに限る。）。

イ 受給者の認定（第三条）

ロ 認定の取消し（第五条）

別表第一保健福祉部長の子育て社会推進課に係る専決事項の項第一号中「トに」を「チに」、「リに」を「ヌに」に改め、同号中ヲをワとし、同号ル中「児童福祉法施行令」の下に「（昭和二十三年政令第七十四号）」を加え、同号中ルをワとし、ホからヌまでをへからルまでとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 指定療育機関及び指定養育医療機関の指定の取消し（第二十条、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十条）

別表第一保健福祉部長の子育て社会推進課に係る専決事項の項第二号中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」の下に「（平成二十五年宮城県規則第三十七号）」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 母体保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）第三十九条第二項の規定による指導員指定の取消し

別表第一子育て社会推進課長の専決事項の項第一号中「ヌに」を「ルに」に改め、同号中ヲをカとし、ルをワとし、トからヌまでをチからルまでとし、ルの次に次のように加える。

ヲ 療育の費用の自己負担額の決定（第五十六条）

別表第一子育て社会推進課長の専決事項の項第一号への次に次のように加える。

ト 療育の給付及び指定療育機関の指定(第二十号)

別表第一子育て社会推進課長の専決事項の項中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

- 二 母体保護法第十五条の規定による指導員の指定及び講習の認定
- 三 母子保健法第二十条第五項の規定による養育医療機関の指定

別表第一保健福祉部長の子ども・家庭支援課に係る専決事項の項第一号中「ホ及びヘ」を「チ及びリ」に、「及び児童家庭支援センター」を「児童家庭支援センター及び里親支援センター」に、「チ」を「ル」に改め、同号リ中「(昭和二十三年政令第七十四号)」を削り、同号中リをラとし、ニからチまでをトからルまでとし、同号中ロを削り、ハをロとし、ロの次に次のように加える。

- ハ 親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業の届出の受理(第三十四条の七の二)
- ニ 親子再統合支援事業を行う者、社会的養護自立支援拠点事業を行う者又は意見表明等支援事業を行う者に対する事業の制限命令及び停止命令(第三十四条の七の四)

- ホ 妊産婦等生活援助事業の届出の受理(第三十四条の七の五)
- ヘ 妊産婦等生活援助事業を行う者に対する事業の制限命令又は停止命令(第三十四条の七の七)

別表第一保健福祉部長の子ども・家庭支援課に係る専決事項の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項第六号中「平成二十五年宮城県規則第三十七号)」を削り、同号を同項第五号とし、同項第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、同表子ども・家庭支援課長の専決事項の項第一号中「ホ」を「ヘ」に、「及び里親」を「里親支援センター及び里親」に改め、同号中ロを削り、ハをロとし、ニをハとし、チを削り、トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ハの次に次のように加える。

- ニ 親子再統合支援事業を行う者、社会的養護自立支援拠点事業を行う者及び意見表明等支援事業を行う者に対する報告の徴収、質問及び立入検査(第三十四条の七の三)

ホ 妊産婦等生活援助事業を行う者に対する報告の徴収、質問及び立入検査(第三十四条の七の六)

別表第一子ども・家庭支援課長の専決事項の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを削り、第九号を第五号とし、第十号を第六号とし、同表保健福祉部長の障害福祉課に係る専決事項の項第四号中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の下に「平成十七年法律第百二十三号)」を加え、同号へ、ト及びチ中「更生医療」を「育成医療及び更生医療」に改め、同表障害福祉課長の専決事項の

項第四号チ及びリ中「更生医療」を「育成医療及び更生医療」に改め、同項中第十二号を第十三号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

- 七 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)の施行に関する次のこと。
- イ 特別児童扶養手当の支給資格及び額の認定(第五条)
- ロ 特別児童扶養手当の支給の制限(第六条、第七条、第八条)
- ハ 特別児童扶養手当の支給の停止(第十一条)
- ニ 特別児童扶養手当の支払の一時差止め(第十二条)
- ホ 特別児童扶養手当の支給資格者に対する書類等の提出命令、質問及び指定する医師等への受診命令(第三十六条)
- ヘ 官公署に対する資料の徴収及び銀行等に対する報告の徴収(第三十七条)

別表第一業務課長の専決事項の項第三号中ハを削り、ニをハとし、ホから(ホ)までをニから(ニ)までとし、同表経済商工観光部長の産業立地推進課に係る専決事項の項及び同表産業立地推進課長の専決事項の項の次に次のように加える。

<p style="text-align: center;">富県宮城推進室</p> <p>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に関する次のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 基本計画に係る主務大臣との協議(第四十条) ロ 基本計画の変更の協議(第五条) 	<p style="text-align: center;">富県宮城推進室長</p> <p>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に関する次のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 基本計画の軽微な変更の届出(第五条) ロ 土地利用調整計画及びその変更に係る同意(産業デジタル推進課長、環境政策課長、循環型社会推進課長、産業立地推進課長、観光戦略課長及び農業政策室長の専決事項に係るものを除く。)(第十一条、第十二条)
---	---

別表第一経済商工観光部長の産業立地推進課に係る専決事項の項第四号を削り、同表産業立地推進課長の専決事項の項第三号中「宮城県ものづくり基本計画に関するもの」を「成長ものづくり産業及び物流関連産業分野に関するもの」に改め、同号中イを削り、ロをイとし、ハからホまでをロからニまでとし、同号へ中「第三十五条)」を「第四十条)」に改め、同号へを同号ホとし、同号ト中「第三十六条)」を「第四十一条)」に改め、同号トを同号へとし、同表経済商工観光部長の観光政策課に係る専決事項の項中「観光政策課」を「観光戦略課」に、

ハ 国定公園に係る集団施設地区の指定、指定の解除及び区域の変更並びにこれらの公示（第三十六条）

ニ 国定公園に係る公園管理団体の運営に關する改善命令（第五十二条）

ホ 国定公園に係る公園管理団体の指定の取消し及びその公示（第五十三条）

ハ 国定公園に係る利用拠点整備改善計画の認定、変更及び取消し並びにこれらの公示（第十六条の七第三項において読み替えて準用する第十六条の三、第十六条の四、第十六条の五）

ニ 国定公園に係る集団施設地区の指定、指定の解除及び区域の変更並びにこれらの公示（第三十六条）

ホ 国定公園に係る自然体験活動促進計画の認定、変更及び取消し並びにこれらの公示（第四十二条の四、第四十二条の五、第四十二条の六）

ヘ 国定公園に係る公園管理団体の運営に關する改善命令（第五十二条）

ト 国定公園に係る公園管理団体の指定の取消し及びその公示（第五十三条）

ハ 国定公園事業の執行に係る認可を受け、た者及び国定公園に係る利用拠点整備改善計画の認定を受けた者に対する報告徴収及び立入検査等（第十七条）

「観光政策課長」を「観光戦略課長」に、

を

に改め、同表観光政策課長の専決事項の項中

ハ 国定公園事業の執行に係る認可を受け、た者に対する報告徴収及び立入検査等（第十七条）

ニ 国定公園に係る公園管理団体の指定及びその公示（第四十九条）

ホ 国定公園の指定等に係る実地調査の実施のための他人の土地への立入り等（第六十二条）

を

ニ 国定公園に係る自然体験活動促進計画の認定を受けた者に対する報告徴収及び立入検査等（第四十二条の七）

ホ 国定公園に係る公園管理団体の指定及びその公示（第四十九条）

ヘ 国定公園の指定等に係る実地調査の実施のための他人の土地への立入り等（第六十二条）

に改め、同項に次の一号を加える。

ハ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に關する次のこと（観光産業分野に關することに限る。）

イ 土地利用調整計画及びその変更に係る同意（第十一条、第十二条）

ロ 地域経済牽引事業計画及びその変更の承認（第十三条、第十四条）

ハ 地域経済牽引事業計画についての協議に對する同意（第十三条、第十四条）

ニ 地域経済牽引事業計画の承認の取消し（第十四条）

ホ 承認地域経済牽引事業者に對する指導及び助言（第四十条）

ヘ 承認地域経済牽引事業者に對する報告の徴収（第四十一条）

ハ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に關する法律の施行に關する次のこと（農林水産・食品関連産業分野に關することに限る。）

イ 土地利用調整計画及びその変更に係る同意（第十一条、第十二条）

ロ 地域経済牽引事業計画及びその変更の承認（第十三条、第十四条）

ハ 地域経済牽引事業計画についての協議に對する同意（第十三条、第十四条）

ニ 地域経済牽引事業計画の承認の取消し（第十四条）

ホ 承認地域経済牽引事業者に對する指導及び助言（第四十条）

ヘ 承認地域経済牽引事業者に對する報告の徴収（第四十一条）

ロ 基本計画の変更、農林水産大臣への協議及び基本計画の軽微な変更の届出（第十七条）

ハ 基盤確立事業実施計画の認定に係る協議への同意（第三十九条、第四十条）

別表第一農業政策室長の専決事項の項を次のように改める。

一 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に關する法律の施行に關する次のこと（農林水産・食品関連産業分野に關することに限る。）

イ 土地利用調整計画及びその変更に係る同意（第十一条、第十二条）

ロ 地域経済牽引事業計画及びその変更の承認（第十三条、第十四条）

ハ 地域経済牽引事業計画についての協議に對する同意（第十三条、第十四条）

ニ 地域経済牽引事業計画の承認の取消し（第十四条）

ホ 承認地域経済牽引事業者に對する指導及び助言（第四十条）

ヘ 承認地域経済牽引事業者に對する報告の徴収（第四十一条）

イ 基本計画の作成、農林水産大臣への協議、公告、縦覧、意見書の受理及び基本計画の公表（第十六条、第十七条）

二 みどりの食料システム法の施行に関する次のこと。

イ 基本計画の進捗及び実施状況の報告(第十八条)

ロ 農林水産大臣への協議(第十九条、第二十条)

ハ 農林水産大臣及び当該指定市町村の長への協議(第二十一条第六項、第二十二條)

ニ 農林水産大臣への通知(第二十一条、第二十二條)

ホ 基盤確立事業実施計画の認定に関する農業委員会への意見聴取(第三十九条、第四十条)

別表第一農業振興課長の専決事項の項第一号中ロをホとし、イの次に次のように加える。

ロ 農地中間管理権の設定に係る公告及び通知(第三十八條)

ハ 農地中間管理権を設定すべき旨の裁定(第三十九条(第四十一条において準用する場合を含む。))

ニ 農地中間管理権を設定すべき旨の裁定に係る通知及び公告(第四十条)

別表第一農政部長の農村整備課に係る専決事項の項に次の一号を加える。

八 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)の施行に関する次のこと。

イ 特定計画の協議の処理(第六條の二)

ロ 国土調査に係る勧告(第八條)

ハ 国土調査の成果の認証(第十九條)

別表第一農村整備課長の専決事項の項に次の一号を加える。

九 国土調査法の施行に関する次のこと。

イ 国土調査の指定(第六條)

ロ 地籍調査に関する計画の策定(第六條の三)

ハ 審議会等に対する調査審議の請求(第十五條)

ニ 国土調査を実施する者に対する報告の請求及び勧告(第二十二條)

ホ 国土調査に従事する測量業を営む者に対する報告の請求(第二十二條の二)

ヘ 国土調査と関係がある測量又は調査を行う者に対する報告及び資料提出の請求(第二十三條)

別表第一水産林政部長の水産業振興課に係る専決事項の項第六号ロ中「第十八條」を「第二十条」に改め、同号ハ中「第十九條」を「第二十一条」に改め、同号ニ中「第二十條」を「第二十四條」に改め、同号ホ中「第二十二條」を「第二十六條」に改め、同号ハ中「第二十三條」を「第二十七條」に改め、同号に次のように加える。

ト 協議会の設置(第二十八條)

別表第一水産業振興課長の専決事項の項第五号中「の施行に関する次のこと。」を「第二十九條

の規定による報告の徴収及び立入検査」に改め、同号イから同号ニまでを削り、同表水産林政部長の水産業基盤整備課に係る専決事項の項第一号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同号ハ中「第四十二條」を「第六十八條」に改め、同号ヘをカとし、同号ホ中「第四十條」を「第六十六條」に改め、同号ホを同号ワとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 漁港施設等活用事業の推進に関する計画(以下この号において「活用推進計画」という。)の策定(第四十一條)

ヘ 漁港施設等活用事業の実施に関する計画(以下この号において「実施計画」という。)の認定及びその変更の認定(第四十三條)

ト 実施計画に係る勧告及び認定の取消し(第四十五條)

チ 漁港水面施設運営権の設定(第四十八條、第五十二條)

リ 漁港水面施設運営権に関する活用推進計画における記載事項の追加等(第四十九條)

ル 漁港水面施設運営権の移転の許可(第五十五條)

ヲ 漁港水面施設運営権の取消し等(第五十九條)

別表第一水産業基盤整備課長の専決事項の項第一号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同号ホ中「第四十條」を「第六十六條」に改め、同号ホを同号チとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 漁港協力団体の指定(第六十一條)

ヘ 漁港協力団体の情報の提供等(第六十四條)

ト 漁港協力団体への情報の提供等(第六十四條)

別表第一土木部長の都市計画課に係る専決事項の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を削り、同表土木部長の都市計画課に係る専決事項の項及び同表都市計画課長の専決事項の項に次のように加える。

一 県立都市公園条例第十二條の二第六項の規定による利用料金の全部又は一部の免除に係る基準の承認

二 水道法の施行に関する次のこと。

イ 水道事業の経営及びその変更の認可(第六條、第十條)

ロ 水道事業の休止及び廃止の許可(第十條)

都市環境課

都市環境課長

水道法の施行に関する次のこと。

イ 給水開始前の検査(水質検査を除く。)(第十三條)

ロ 専用水道の確認(第三十二條)

<p>ハ 供給条件の変更の認可(第十四条)</p> <p>ニ 水道用水供給事業の経営及びその変更の認可(第二十六条、第三十条)</p> <p>ホ 水道用水供給事業の休止及び廃止の許可(第三十一条)</p> <p>ヘ 水道事業及び水道用水供給事業の認可の取消し(第三十五条)</p> <p>ト 水道事業、水道用水供給事業及び専用水道の設置者に対する改善の指示及び水道技術管理者を変更すべき勧告(第三十六条)</p> <p>チ 水道事業、水道用水供給事業及び専用水道に対する給水の停止命令(第三十七条)</p> <p>リ 水道事業者に対する供給条件の変更の認可を申請すべき命令及びその申請をしない場合の供給条件の変更(第三十八条)</p> <p>ヌ 災害その他非常の場合における水道用水の緊急応援の命令(第四十条)</p> <p>三 下水道法の施行に関する次のこと。</p> <p>イ 流域別下水道整備総合計画の策定及び変更(第二条の二)</p> <p>ロ 公共下水道の設置に係る事業計画及びその変更についての協議(第四条)</p> <p>ハ 工事又は維持管理に関する必要な指示(第三十七条)</p> <p>ニ 監督処分等(第三十八条)</p>	
--	--

別表第一土木部長の建築宅地課に係る専決事項の項第十号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表建築宅地課長の専決事項の項第一号中ヒをモとし、ラからエまでをムからヒまでとし、同号ナ中「第六十七条の三」を「第六十七条」に改め、同号ナを同号ラとし、同号中ネをナとし、ツの次に次のように加える。

ネ 居住環境向上用途誘導地区内における建築物の許可(第六十条の二の二)

別表第一建築宅地課長の専決事項の項第十号中「並びに同令第二十条の二の規定による特定の民間再開発事業の認定」を削り、同項第十五号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項第十七号に次のように加える。

る。

ホ マンションの管理に関する計画の認定及び認定の更新並びに認定を受けた管理計画の変更の認定(第五条の四、第五条の五、第五条の六、第五条の七)

ヘ 管理計画認定マンションに関する報告の徴収(第五条の八)

ト 管理計画認定マンションに関する改善命令(第五条の九)

チ 管理計画の認定の取消し(第五条の十)

リ 指定認定事務支援法人への委託(第五条の十二)

別表第一建築宅地課長の専決事項の項に次の一号を加える。

十八 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)第十八条に基づく容積率の特例の許可

別表第一仙南保健所長、塩釜保健所長、大崎保健所長、石巻保健所長及び気仙沼保健所長の専決事項の項第二号イからラまで以外の部分を次のように改める。

使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行に関する次のこと(所管区域内に宮城県(仙台市を除く。))における主たる事業所を設置する者に係るものに限る。)

別表第一リハビリテーション支援センター所長の専決事項の項第三号イ及びロ中「更生医療」を「育成医療及び更生医療」に改め、同表地方振興事務所長の専決事項の項第二十三号イ中「附則第三項第一号」を「附則第二項第一号」に、「第九条の二第一号」を「第九条の十二第一号」に改め、同号ロ中「附則第三項第三号」を「附則第二項第三号」に改め、同項中第三十八号を第四十号とし、第三十七号を第三十九号とし、第三十六号の次に次の二号を加える。

三十七 遊漁船業の適正化に関する法律の施行に関する次のこと。

イ 遊漁船業者の登録(第五条)

ロ 遊漁船業者の登録の抹消(第十一条)

ハ 報告の徴収及び立入検査(第二十九条)

三十八 遊漁船業者登録簿の閲覧に関する規則(平成十五年宮城県規則第五号)第三条の規定による閲覧所の閉鎖及び閲覧時間の短縮

別表第二出納局会計課長の専決事項の項中「出納局会計課長」を「出納局出納総務課長」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同項第五号を同項第三号とし、同表出納局会計指導検査室長の専決事項の項中「出納局会計指導検査室長」を「出納局出納管理課長」に改め、同項に次の二号を加える。

二 証紙の管理

三 証紙の消印に係る知事が特に必要と認める者の承認

別表第四農業農村整備部長の専決事項の項第十二号中「三千万円」を「五千万円」に改め、同表水産漁港部長の専決事項の項中第二十一号を第二十三号とし、第十号から第二十号までを二号ずつ繰り下げ、同項第九号中「漁港漁場整備法施行細則」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第八号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号の次に次の二号を加える。

八 遊漁船業の適正化に関する法律の施行に関する次のこと。

イ 遊漁船業者の登録（第五条）

ロ 遊漁船業者の登録の抹消（第十一条）

ハ 報告の徴収及び立入検査（第二十九条）

九 遊漁船業者登録簿の閲覧に関する規則第三条の規定による閲覧所の閉鎖及び閲覧時間の短縮

別表第四林業振興部長の専決事項の項第八号イ中「附則第三項第一号」を「附則第二項第一号」に改め、同項ロ中「附則第三項第三号」を「附則第二項第三号」に改め、同表地域事務所に置かれる農業農村整備部長の専決事項の項第九号中「三千万円」を「五千万円」に改め、同表地域事務所に置かれる林業振興部長の専決事項の項第六号イ中「附則第三項第一号」を「附則第二項第一号」に改め、同項ロ中「附則第三項第三号」を「附則第二項第三号」に改める。

別表第五県税事務所の地域事務所長の専決事項の項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 再生可能エネルギー地域共生促進税条例第二十二條第一項の規定により県税事務所長に委任

された事項に関する次のこと。

イ 再生可能エネルギー地域共生促進税に係る徴収金の徴収

ロ 再生可能エネルギー地域共生促進税に係る過料の徴収

別表第六保健福祉事務所の地域事務所長の専決事項の項に次の二号を加える。

五 生活保護法の施行に関する次のこと（仙台保健福祉事務所若沼地域事務所長に限る。）。

イ 保護の変更（第二十四条、第二十五条）

ロ 保護の指導、指示、報告の徴収、立入調査及び検診命令（第二十七条、第二十八条）

ハ 資料の提供等（第二十九条）

二 保護の実施（第三十条、第三十一条、第三十二条、第三十三条、第三十四条、第三十四条の二、第三十五条、第三十六条、第三十七条）

ホ 保護施設からの届出の受理（第四十八条）

ヘ 報告の徴収（第五十五条の六）

ト 保護の変更、停止及び廃止（第六十二条）

チ 費用の返還額の決定（第六十三条）

リ 遺留品の処分（第七十六条）

ヌ 保護金品の返還の免除（第八十条）

六 生活困窮者自立支援法の施行に関する次のこと（仙台保健福祉事務所若沼地域事務所長に限る。）。

イ 報告並びに文書その他の物件の提出及び提示の命令並びに質問（第十五条）

ロ 閲覧及び資料の提供の請求並びに報告の徴収（第十六条）

別表第六保健福祉事務所の地域保健福祉部長の専決事項の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十三号を削り、同項第十四号を同項第十二号とし、同項に次の一号を加える。

十三 保健福祉事務所の地域事務所長の専決事項の項第五号及び第六号に掲げる事項（地域事務所 所の事業担当区域に係るものを除く。）

別表第六仙台保健福祉事務所若沼支所長の専決事項の項を削る。

別表第七保健所の地域保健福祉部長の専決事項の項第四号中ワをレとし、ヲをタとし、同号ル中「第四十四条の七」を「第四十四条の十一」に改め、同号中ルをヨとし、ヌをルとし、ルの次に次のように加える。

ヲ 費用の負担の決定（第四十四条の三の二）

ワ 検体及び病原体の受領（第四十四条の三の五）

カ 退院等の届出の受理（第四十四条の三の六）

別表第七保健所の地域保健福祉部長の専決事項の項第四号中リをヌとし、イからトまでをロからチまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ 届出の請求（第十四条）

別表第七保健所の地域保健福祉部長の専決事項の項第四号に次のように加える。

ソ 費用の負担の決定（第五十条の三）

ツ 検体及び病原体の受領（第五十条の六）

ネ 退院等の届出の受理（第五十条の七）

別表第七保健所の地域保健福祉部長の専決事項の項第十二号中「筋萎縮性側索硬化症の患者に係る介護人派遣費用交付規則」を「指定難病等に係る看護人等派遣費用交付規則」に改め、同号イ中「第四条」を「第三条」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「介護人派遣受給者の」を削り、「第七条」を「第五条」に改め、同号ハを同号ロとし、同表保健所の環境衛生部長の専決事項の項第十六号イからオまで以外の部分を次のように改める。

使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行に関する次のこと（所管区域内に宮城県（仙台市を除く。）における主たる事業所を設置する者に係るものに限る。）。

別表第八児童相談所の支所長の専決事項の項第一号ト中「調整」の下に「並びに自立した日常生活又は社会生活移行への連携及び調整その他の必要な措置」を加え、同号ヌ中「児童自立生活援助」の下に「又は社会的養護自立支援拠点事業」を加え、同号レ中「第三十一条」の下に「、第三十一条の二」を加え、同号中ムをノとし、ネからラまでをムからキまでとし、同号ツ中「義務教育終了児童等」を「児童自立生活援助対象者」に改め、同号中ツをナとし、ナの次に次のように加える。

ラ 社会的養護自立支援拠点事業の利用の勧奨（第三十三条の六の三）

別表第八児童相談所の支所長の専決事項の項第一号ソの次に次のように加える。

ツ 資料又は情報の請求、意見の開陳及び協力の要請（第三十三条の三の二）

ネ 児童等に対する措置等に係る意見聴取等の措置（第三十三条の三の三）

第二条 事務決裁規程の一部を次のように改正する。

別表第一市町村課長の専決事項の項第四号イからハまでの規定中「第三十条の四十四の十二」を「第三十条の四十四の十三」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中事務決裁規程別表第一税務課長の専決事項の項第八号の改正規定（ハを削り、ニをハとする部分に限る。）、同表復興危機・管理部長の防災推進課に係る専決事項の項、同表環境生活部長の環境対策課に係る専決事項の項及び同表自然保護課長の専決事項の項の改正規定、同表経済商工観光部長の観光政策課に係る専決事項の項の改正規定（「観光政策課」を「観光戦略課」に改める部分を除く。）、同表観光政策課長の専決事項の項の改正規定（「観光政策課長」を「観光戦略課長」に改める部分及び同項に一号を加える部分を除く。）、同表建築宅地課長の専決事項の項の改正規定（第一号及び第十号に係る部分並びに同項に一号を加える部分に限る。）並びに同表地方振興事務所長の専決事項の項第二十三号、別表第四農業農村整備部長の専決事項の項、同表林業振興部長の専決事項の項、同表地域事務所に置かれる農業農村整備部長の専決事項の項、同表地域事務所に置かれる林業振興部長の専決事項の項の改正規定 令和六年三月二十九日
- 二 第一条中事務決裁規程別表第一市町村課長の専決事項の項の改正規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日

三 第二条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日